

大津市立志賀中学校ネットワークの利用に関する校内規定(ガイドライン)

(趣旨)

1 .この規定は、大津市教育情報通信ネットワークの利用に関するガイドライン(大津市教育委員会)に基づき、大津市立志賀中学校におけるインターネットの利用に関し、必要な事項を定めるものである。

(ネットワーク利用の基本)

2 .本校においてネットワークを利用するにあたっては、生徒および関係者の個人情報の保護に努めるとともに、生徒の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合的な学習の推進等に寄与するよう努めなければならない。

(管理責任者)

3 .本校におけるネットワークの利用及び双方向通信機器等の管理責任者を学校長とする。

(学校内管理運営組織)

4 .管理責任者は、インターネットの適正な運用、および情報関連機器の効率的な活用等を図るために、管理責任者を長とする企画調整委員会を、校内情報管理運営委員会にあて、その構成は、運用責任者、教頭、教務、生徒指導主事、各学年主任とする。

(ネットワークの主な利用形態)

5 .ネットワークの主な利用形態は、つぎの各項に定めるものとする。

(1)情報検索および収集

ホームページ、電子メールを使用して学習に関連する情報の検索・収集と関連する質問に対する回答を得る。

(2)情報の発信

特別活動や各教科での学習事項のまとめ等を、学校のホームページで発信する。

(3)情報の受信

学校のホームページに対する意見等を広く一般から受信する。

(4)教材作成

ホームページ、電子メールを使用して授業で活用できる画像データや文書データを著作権法に抵触しない範囲で収集・加工して、教材作成に活用する。

(5)国内および国際交流

ホームページ、電子メールを使用して、国内や海外の団体や学校等との交流を行う。

(電子メールの利用についての遵守事項)

6 . 電子メールを使っての情報交流については、次の項に定める内容を遵守しなければならない。

(1) 電子メールによる交流

教育活動の一環として生徒がメールを校外に配信する場合、教師は点検を行い、不適切な内容や言葉使いは訂正させる等の指導を行った後に配信させるものとする。

(2) 人権・プライバシーの尊重

教師は、守秘義務を遵守し、生徒のプライバシーの保護に努める。また、相手の人権を侵害することのないよう生徒に十分指導する。嫌がらせや脅迫めいたメールを受け取った場合は、速やかに適切な対応を行う。

(3) 個人情報の保護

教師、生徒及び関係者の個人情報やデータは、保護されねばならない。個人情報の送受信の範囲は、これを別に定める。

(4) 不審なメールへの対応

教師は、生徒に出所不明の不審なメールを不用意に開かないよう指導する。また、そのようなメールの発見時には、速やかに適切な対応を行う。

(学校ホームページの開設)

7 . ホームページの情報掲載については、次の項に配慮しなければならない。

(1) 著作権の保護

ホームページに掲載した情報の著作権については、その帰属先をホームページに明記するものとする。また、ネットワークを通して得られた情報における知的所有権を侵害してはならない。

(2) 個人情報の保護

6 . (3)、**8** . **9** . に同じ。

(3) 掲載内容の検討及び決裁

学校長は、ホームページに情報を掲載する場合は、本規定に基づいた適正な内容であることを事前に確認する。

(4) 問題のある情報の取り扱い

生徒及び関係者に関する内容の掲載について、本人または保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講じる。第三者の著作に係る情報について当該著作権者から要請があった場合も同様とする。その他、閲覧者から掲載情報の内容について指摘を受けた場合には、速やかに校長及び関係職員で協議した後、大津市教育委員会と相談して、適切な措置を講ずる。

(5) 情報掲載のあり方

掲載する内容については、言語や表現方法等が人権を侵害することのないよう留意しなければならない。

(個人情報の発信とその範囲)

8 . 個人情報の発信とその範囲は次の項に定める。

(1) インターネットを利用した生徒及び関係者の個人情報の発信は、校長が学校教育に必要と認めた場合に限るものとし、発信された個人情報により本人が不利益を被ることがないように、必要な対策を講じなければならない。

(2) 生徒の個人情報を発信しようとするときは、本人及び保護者に対して、個人情報を発信する趣旨及び危険性を説明し、同意を得た上で、教師の指導のもとに発信する。

(3) ホームページに発信した個人情報について、本人若しくは保護者から、訂正・削除の要請があった場合には、速やかに適切な対応をしなければならない。

(4) インターネットで発信する生徒の個人情報の範囲は、次の各号に定めるところによる。

氏名…原則として姓を用い、名は使わない。ただし、教育上必要がある場合には、姓名を使うことも可とする。

意見等…生徒の意見等については、教育上の効果を斟酌し、発信することができる。

写真…生徒の写真を使う場合は、個人が特定できないよう配慮する。

住所、電話番号、生年月日、趣味・特技、その他個人情報…これらは発信しないものとする。ただし、相手が特定される電子メールにおいては、必要に応じて、年齢、趣味・特技等を発信することができる。この場合においても、住所、電話番号、生年月日は発信しない。

(5) 教職員の個人情報に関しては、上項(1)から(4)に準ずる。

(生徒の利用に関する配慮事項)

9 . 生徒がネットワークを利用するにあたっては、必ず教師はその場に立ち会い、他人を中傷しない、著作権、知的所有権に配慮させるなど、ネットワークにおける基本的モラルの涵養に努める。

また、非合法的な情報や公序良俗に反する情報等、学校教育において望ましくない情報の送受信が行われないように留意しなければならない。

生徒がホームページや電子メールで発信するデータや情報は、必ず教師の確認を経たものとする。

(データ及び情報の保護)

10 . ネットワークを利用するにあたっては、個人情報およびデータ等の保護に努めるものとし、セキュリティについて以下の事を徹底する。

- (1) ネットワークの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底するとともに、ブラウザソフトのセキュリティー機能を利用して教育上有害な情報にアクセスできないよう努める。
- (2) 個人情報を含むデータはフロッピーディスク等のリムーバブルな媒体に保存して管理し、外部のネットワークから閲覧できないようにする。また、ネットワーク接続のコンピュータでは成績等のデータ処理を行わない。
- (3) ウイルス(コンピュータシステムに何らかの被害を及ぼす目的で作られたプログラム)の被害を予防するため、最新のワクチン(ウイルスを発見し駆除するために作られたソフトウェア)によるウイルス検査を定期的実施する。
- (4) 個人情報を含むデータを扱う場合は、インターネットに接続しない。

(ソフトウェアのインストールについて)

11. ネットワークに接続する端末機器等にソフトウェアのインストールを行う場合には、各号に掲げる内容について配慮しなければならない。

- (1) ソフトウェアのインストールや設定変更は学校長の許可を得て行う。
- (2) ソフトウェアのインストールは、著作権の侵害にあたらぬ範囲で行う。
- (3) 個人情報漏洩やセキュリティ障害が生じる恐れのあるソフトウェア(ファイル交換ソフト等)は、インストールしないこと。

(禁止行為)

12. ネットワークの利用に際しては、次の項にあげることをしてはならない。

- (1) 公共のネットワーク、あるいはインターネットに支障を与えてはならない。
- (2) 法令及び公序良俗に反する内容を発信してはならない。
- (3) 第三者の著作権、その他の権利を侵害する行為を行ってはならない。
- (4) インターネットを通して商用その他営利活動をしてはならない。
- (5) 個人、団体を誹謗中傷する内容の情報を発信してはならない。

(学校ガイドラインの見直し)

13. 学校教育におけるネットワーク利用の進展に伴い、この校内規定に示した事項の見直しの必要が生じたときは、校内において十分な検討を経て、基準の見直しを行うものとする。

[附則]

このガイドラインは平成18年4月4日から施行する。